

現行単独親権制度の改廃を拒む国の責任を認めてください

上申書

東京地方裁判所第43民事部 様

現在、親の離別による親権の取得は女性が8割となっています。単独親権制度があることで、「男は仕事、女は家庭(子育て)」という性役割が最終的に押し付けられるので、対等で男女平等な子育ては婚姻中も含めて不可能となっています。職場や社会における男女平等は、国が単独親権制度を維持し続ける限り成り立ちません。

子どもとの人間らしい触れ合いによって喜びを感じ、親として成長することは権利です。両親から育てられ愛情を受けることが子どもにとって望ましいなら、婚姻外においてのみ単独親権を強制する現行規定に合理性はありません。

東京地方裁判所が、単独親権制度の改廃を拒む国の責任を認め、単独親権制度によって引き起こされる親子の別れ、人権侵害に終止符を打つことを求めます。

私の意見

(つづきは裏面へ)

年 月 日

氏名

住所

肩書/職業/原告との関係・ご自身の立場等

(つづき)